

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

大字八幡平地内の下記の土地について、国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号。以下「法」という。）による地籍調査を行った地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成31年 1月11日

鹿角市長 児 玉



記

1. 地図及び簿冊の名称 鹿角市の地籍図及び地籍簿

2. 測量及び調査を行った地域

（大字） 八幡平

（小字） 上柳沢、下柳沢、沢内、下モ上野、上山田

小計 5字

3. 閲覧場所及び閲覧期間

・谷内地区市民センター

平成31年1月21日 から 平成31年2月 1日

・鹿角市役所（第9会議室）

平成31年2月 4日 から 平成31年2月18日

計 20日間（土日祝日を除く）

4. 閲覧の結果誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。

5. 誤り等訂正申し出は書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

6. 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

7. 閲覧時間は、谷内地区市民センターを9時30分から16時、市役所第9会議室を9時から17時15分までとする。